本件訴え中、被告が原告に対し昭和五一年八月二八日付でなした特別弔慰金支給請 求の却下処分の取消を求める部分を却下する。

原告のその余の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

〇 事実

第一 当事者の求めた裁判

請求の趣旨

主位的請求

被告が原告に対し、昭和五一年八月二八日付でなした戦没者等の遺族に対 する特別弔慰金支給請求の却下処分を取り消す。

被告が原告に対し、昭和五二年一一月三〇日付でなした戦没者等の遺族に 対する特別弔慰金支給請求の却下処分を取り消す。

訴訟費用は被告の負担とする。

2 予備的請求(前記1(一)の主位的請求についてのもの) 被告は原告に対し、金一〇〇〇円及びこれに対する昭和五二年一二月二三日以降完 済に至るまで年五分の割合による金員を支払え。

訴訟費用は被告の負担とする。

右第一項につき仮執行宣言。

被告の申立てた裁判

本案前の申立 1

主文第一、第三項同旨。

請求の趣旨に対する答弁

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

仮執行免脱宣言の申立

仮に予備的請求が認容され仮執行の宣言が付されるときは、担保を条件とする仮執 行免脱の宣言。 第二 当事者の主張

請求の原因

1 原告の亡父Aは、陸軍の第二軍司令部陸軍技手として勤務中、マラリヤ兼脚気にかかり、昭和一九年一一月八日、西部ニューギニア・ヤカチ方面で戦病死した。 2 右当時、Aの妻B、長男原告、長女C、養母Dが生存したが、妻Bは昭和二一年一二月二八日去籍により、長女Cは昭和二三年三月三一日遺族ではないE、同F と養子縁組により、長男原告は昭和三三年三月三日成年に達しかつ不具廃疾の状況 になかつたため、養母Dは昭和四三年一月一〇日死亡により、いずれも恩給法によ

る遺族扶助料の受給権を喪失した。 3 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四〇年六月一日法律第一〇〇 ただし昭和四七年法律第三九号による改正後のもの。以下旧支給法という。) 三条は、戦没者等の遺族に対し特別弔慰金を支給する旨定めている。右の「戦没者 等の遺族」とは、「死亡した者の死亡に関し、昭和四七年四月一日までに戦傷病者 戦没者遺族等援護法(昭和二七年法律第一二七号。以下援護法という。

)による弔慰金を受ける権利を取得した者で、同日において日本の国籍を有している者」をいう(旧支給法二条)。そして、昭和三九年法律第一五九号による改正前の援護法三四条一項は、「昭和一二年七月七日以後における在職期間内に、公務上 負傷し、又は疾病にかかり、これにより、昭和一六年一二月八日以後において死亡 した軍人軍属(中略)の遺族には、弔慰のため、弔慰金を支給する。」旨定めてい る。

4 そこで、原告は、昭和五〇年一月二七日、被告に対し、旧支給法三条に定める特別 R 慰金として金三万円の交付国債の支給を請求したところ、被告は原告に対し、昭和五一年八月二八日付で、Aの死亡に関し、継母 D が昭和四三年一月一〇日その死亡に至るまでの間、文官扶助料を受給していたため、原告には援護法に定める R 慰金の受給権がないとの理由で、前記請求を却下し(以下これを第一次却下処 分という。)、右処分の通知は昭和五一年九月二一日原告に到達した。

原告は、同年一〇月二七日、これを不服として厚生大臣に審査請求をしたところ 昭和五二年八月一日、同大臣は棄却の裁決をし、同年九月一四日、原告にその旨通 知した。

原告は、Aの遺族として、昭和五〇年一一月一八日、戦没者等の遺族に対する

原告は、同月二九日、これを不服として厚生大臣に審査請求をしたところ、三か月 以上経過した現在に至るも裁決がない。

6 なるほど、被告が第一、二次却下処分の理由とするとおり、新旧両支給法が特別用慰金の受給権者であると定める援護法所定の弔慰金の受給権者からは、前記の遺族のうち一部の者が除外されている。即ち、「旧恩給法の特例に関する件」(昭和二一年勅令第六八号。以下「昭和二一年勅令第六八号」という。)一条に規定する内閣総理大臣の定める者一「昭和二一年勅令第六八号旅行に関する件」(昭和二一年二月二日閣令第四号。以下「昭和二一年閣令四号」という。)一条によれば、

「(1)陸軍又は海軍の警部、監獄看守長、警査、巡査又は監獄看守以外の判任官、(第二、三号省略)、(4)第一号の者で各庁職員優遇令により奏任官となつた者又は退官もしくは死亡に際し奏任官となつた者」をいう。―に関しては、その者の遺族がその者の死亡に関し、恩給法七五条一項二号に掲げる公務扶助料を受ける鳶利を取得した場合には、弔慰金は支給されない(昭和三九年法律第一五九号による改正前の援護法三四条四項、同法改正法律附則二条三項)ため、これに該当する者には特別弔慰金も支給されない。

そしてAは、前記のとおり戦病死したことにより陸軍技師として奏任官となつたので、その遺族である同人の妻B、長男原告、継母Dは、昭和一九年一二月から恩給法七五条一項二号により文官公務扶助料を受給していたから、原告には特別弔慰金の受給権がないことになる。

7 しかしながら、援護法三四条四項が前記の遺族に弔慰金を支給しない旨定め、 同じ状況下にある戦没者を差別していることには、なんら合理的理由はないから、 右規定及びこれを引用する新旧両支給法二、三条の規定は、この限りでは日本国憲 法一四条一項に違反する。

(福子のように公務扶助料の受給権を取得した遺族がある場合を弔慰金の支給対象から除外したのは、前記のとおりの内閣総理大臣の定める者は、昭和二一年勅令六八号により恩給停止の例外とされ、その遺族に対し引き続き恩給が支給されたことから、公務扶助料の支給により、戦没者の遺族に対する国としての弔慰は既になされているためである旨主張する。

しかし、右勅令の規定する恩給停止の例外は、なんら戦没者に対する弔慰の意味を有するものではない。連合軍としては、戦争目的遂行に直接従事した者に対して従前の如く恩給の支給を認めることは、日本国の戦争行為をあたかも肯認するが如き結果となり、その占領目的の遂行に支障をきたすと考えたため、当時の政府に命じて右勅令を発せしめたものにすぎず、このような意図から出た恩給停止に対する例外は、戦没者の弔慰とは何の関係もない。恩給の性格については、現在において社会保障の一環と把握すべきものであるが、往時には、公務員が公務に従事したことにより他の職務につくことができなかつたことに対する損失填補と考えられていた如くである。いずれにしても、文官恩給(扶助料)が戦没者に対する弔慰を意味することはない。

戦争公務による公的年金給付については、各制度とも一般公的年金給付より比較的高額になつているが、これは、国家補償の精神に基づく慰藉料的要素が含まれせらいるからである。軍命令により戦地等に駆り出され、強制的に戦争遂行に起因した。これに起因して支援事を受けた軍人軍属等は、まさに最大の戦争犠牲者でありよらである。受けた軍人又は、まさに最大の戦争、であり、これに起いる。となく老後に至った軍人又は文官に対して支給される普通恩給く、ある公的年金給付と本質的な相違がある。即ち、が国家補償の性格が妥当よる公的に対し、後者は社会保障の一環である。そして、戦争公務にとおるのに対し、後者は社会保障の一環である。このような性格のものである。このような性格のものである。このような性格のものである。このような性格のものである。このような性格のものである。このような性格のものである。

そもそも支給法の立法趣旨は、次のとおりである。過ぐる大戦においては、多数の 軍人軍属、準軍属が戦闘その他の公務等のため死亡した。今日わが国が戦前にも見 なかつた繁栄の道をたどりつつあるにつけても思われるのは、これらとうとい犠牲となった戦没者達であり、また肉親を失った遺族の心情である。そこで、終戦二〇周年にあたる昭和四〇年に際し、国として弔慰のためこれら遺族に対し特別弔慰金を支給しようとするものである。さらに、終戦三〇周年にあたる昭和五〇年に際し、あらためて特別弔慰金を支給しようとするものである。このような支給法の立法過程において、ポツダム勅令により恩給の支給を停止された軍人軍属等と停止されなかつた軍人軍属等とを区別するような論議は、全くなされていない。してみると、両者を区別すべき合理的理由はない。

支給法制定の昭和四〇年当時は、昭和二八年の軍人恩給復活後既に一二年を経過し、本件請求の基準日である昭和四七年四月一日では一九年を経過している。のみならず、軍人恩給が一般に文官恩給より高額となつており、これは、戦争公務の激烈さもさることながら、その支給が停止されていたことも配慮されているものであるから、今日においては、軍人恩給停止による不利益は、既に回復している。したがつて、軍人恩給停止の有無によつて、特別弔慰金の支給の有無を決するのは、合理性を失つているといわなければならない。以上主張するように、特別弔慰金は戦没者の遺族すべてに等しく支給されるべきも

以上主張するように、特別弔慰金は戦没者の遺族すべてに等しく支給されるべきものであるのに、新旧両支給法二、三条及びこれらが引用する援護法三四条四項は、戦没者の遺族を、恩給不停止者という社会的身分によつて、経済的に差別するものであり、右差別には合理的理由は全くないから、右各規定は憲法一四条一項に違反し無効であり、これに基づいてなされた第一、二次却下処分は取り消されるべきである。

- 8 仮に第一次却下処分の取消請求が理由がないとすれば、原告が旧支給法による特別弔慰金の請求をした前後において、厚生省や被告の指揮下にある宝塚市等は、日刊紙や市公報等において右特別弔慰金の請求を勧めていたが、これらにおいては、戦没者の遺族のうちには右特別弔慰金を受け得ない者があることを明示せず、また、申請受理事務を処理する宝塚市吏員に対しても、この点をなんら了知させていなかつた過失がある。
- (一) 原告は、被告の右過失により、特別用慰金の受給権があると信じたため、昭和四九年一二月ごろ宝塚市役所に赴き、そのため阪急電車宝塚、逆瀬川駅間往復運賃金八〇円を支出した。
- (二) ついで、右市役所吏員の指示に基づき、宝塚市役所宝塚支所に赴き、原告の戸籍謄本の交付を受け、手数料金七〇円を支払い、かつ阪急バス宝塚、小浜駅間往復運賃金一二〇円を支出した。
- (三) 母Bの再婚年月日を知るため大阪市北区役所に赴き、本籍<地名略>戸主 Gの改製原戸籍の謄本の交付を受け、手数料金二一〇円を支払い、かつ阪急電車宝 塚、梅田駅間往復運賃金二八〇円を支出した。
- (四) 宝塚市役所に赴き、A並びに継母Dの除籍謄本を得るため、本籍宝塚市く地名略>戸主Hの改製原戸籍謄本並びに本籍地同所筆頭者Hの除籍謄本の交付を受け、手数料金四二〇円を支払い、かつ阪急電車宝塚、逆瀬川駅間往復運賃金八〇円を支出した。
- (五) Aは、前記のとおり昭和一九年一一月八日に戦病死したとされてはいるが、昭和二一年夏ごろまで生死不明であつた。終戦後原告の母Bが、復員して来る戦友達を探しまわり、ようやく既に死亡していたことが確認できたので、政府に申し出て始めて戦死公報が発せられたものである。 無論遺骨も受け取つていない。氏名を印した板切れ一枚だけであった。その後一家

無論遺骨も受け取つていない。氏名を印した板切れ一枚だけであつた。その後一家は散り散りとなり、原告は義祖母の手で成人したものである。この辛さと悲しさは高いとうな事実に対して、国家はいまだ何らの責任もとつてはおらない。しかる。かような事実に対して、国家はいまだ何らの責任もとつてはおらない。した今回あたかも弔慰のため特別弔慰金を支給するが如き立法をし、その請求を出させておきながら、前記の如く立法上の不備に基づく、理由にもならな書にとせておきながら、前記の如く立法上の不備に基でした。のことにより、当時の主根拠として原告の請求を却下したものである。原告は、このことにより、当時の主権者である天皇の命令により戦地に赴いた父の死が、僅か三万円の弔慰金すらともない哀れ窮まりないものであったことを思い知らされ、更に深く傷つ時もにないまないまました。

よつて原告は、第一次却下処分の取消請求が理由ないときには、以上のとおりの財産的損害に対する賠償請求権及び慰藉料請求権の一部請求として、金一〇〇〇円及びこれに対する本件訴状送達の翌日である昭和五二年一二月二三日以降完済に至る

まで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求める。 二 本案前の抗弁

本訴における当初の主位的請求である第一次却下処分の取消を求める訴えは、行政事件訴訟法一四条四項により、右処分についての審査請求に対する裁決があつたことを知つた日を初日として、これを期間に算入してその出訴期間を起算すべきものである。そして、原告がした審査請求に対する裁決は、昭和五二年九月一四日原告に送達され、原告は同日右裁決があつたことを知つたものであるから、遅くとも同年一二月一三日までに前記訴えを提起すべきであつたのに、翌一四日に出訴しているから、右訴えは不適法である。

なお、第二次却下処分の取消を求める訴えは、昭和五三年四月一八日付訴え変更地立書により訴えの追加的変更の形で併合提起されたものである請求でなければ同法により関連請求の追加を求める訴えは、昭和五三年四月が、行政事件が、行政事件が、行政事件がで併合提起を各号が、行政事件がでなり関連請求でない。のでは、「一次の事人のないでは、「一次の事例が、「一次の事例が、「一次の事例が、「一次の原因、同的原因、「一次の原因、一次の原因、「一次の原因、一次の原因、「一次の原因、一次の原因、「一次

分により前者の却下処分に何らの消長もきたすものではない。 このように、第一、二次却下処分の各取消請求は関連請求といえないので、第二次 却下処分の取消請求の追加的訴えの変更は許容されないものというべきである。

三 請求の原因に対する認否 _

1 請求の原因第一ないし第六項の事実は認める。

2 同第七項の主張は争う。

特別用慰金は、国が戦没者遺族に対し、改めて用慰の誠をひれきするため、一定の日を基準として、恩給法七五条一項二号に規定する公務扶助料、援護法二三条一項一号に掲げる遺族年金その他これらに相当する給付を受ける権利を有する者がない戦没者等の遺族に支給されるものであるが、このように公務扶助料等の受給権を取得した遺族がある場合を除外したのは、昭和二一年閣令四号に定める者は、昭和二一年勅令六八号による恩給停止の例外とされ、その遺族に対し引き続き恩給が支給されたことから、公務扶助料の支給により戦没者の遺族に対する国としての弔慰はこれでの書を表するが記されていると考えられるが記されていると考えられるが記されていると考えられるが記されていると考えられるが記されていると考えられるが記されていると考えられるが記されていると考えられるが記されていると考えられるが記されていると考えられるが記されていると考えられるが記されていると考えられるが記されていると考えられるが記されていると考えられるが記されていると考えられるが記されていると考えられるが記されていると考えられるが記されていると考えられるが記されていると考えられるが記されていると思います。このは、日本の表に対していると思います。

3 同第八項の事実中、原告が特別弔慰金を請求したことは認める。宝塚市が厚生省や被告の指揮下にあるとの点及び被告に過失があるとの点は否認する。原告が請求書に添付する戸籍謄本の交付を受け、その他交通費等の支出をしたとの点は知らない。その余の点は否認する。

宝塚市は、その公報「広報たからづか」において数回にわたり、特別 R 慰金の受給者は R 慰金の受給権者で公務扶助料の受給権者のいない遺族であることを明示して周知を図つていたほか、兵庫県においても、管内市町村の担当者や県の福祉事務所の担当者に対し、援護法や支給法の改正に伴う事務取扱いに関し説明会及び研修会を開催し、その際「改正事項並びに手続要領」と題する解説書を配布し、支給対象者の範囲の周知方につき十分意を用いてきたものであつて、被告には原告主張のような過失はない。

また、原告自身恩給法に基づく公務扶助料を受給しており、原告ら遺族が援護法による弔慰金を受給していないことを知つていたと考えられるから、原告においても、被告や市職員の説明等をまつまでもなく、支給法や関係法令をみることによりて特別弔慰金の受給権者の範囲を当然知りうる状況下にあつたものといえる。してみると、原告主張の損害は、原告か関係法令を十分検討しないまま独自の判断で請求手続をした結果であつて、被告の過失との間には因果関係はなく、原告自ら招いたものにすぎない。

第三 証拠(省略)

〇 理由

一 第一次却下処分の取消を求める原告の訴えが、被告主張のとおり行政事件訴訟 法一四条に定める出訴期間を徒過しているため不適法であることは、本件記録によ つて明らかである。よつて右訴えは却下を免れない。

二 被告は、第二次却下処分の取消を求める原告の訴えは行政事件訴訟法一三条に 規定する関連請求にあたらない旨主張する。

しかし、第一、二次却下処分の取消を求める原告の二つの訴えの争点は、同じ性格を有する特別弔慰金につき、基準日は異にするがその他の点では同一の支給要件を定める新旧両支給法及びその引用する援護法の規定が、原告主張の全く同じ理由で憲法一四条一項に違反するものであるか否かという全く共通のものであつて、これらの訴えの併合審理には、審理の重複、裁判の牴触を避けうるなどの利点こそ見られるが、幣害はなきに等しいから、右の二つの訴えは、行政事件訴訟法一三条六号に規定する関連請求にあたると解される。よつて、被告の前記主張は理由がなく、原告の訴えの追加的変更は許容されるものというべきである。

三 請求の原因第一ないし第六項の事実は当事者間に争いがない。

そこで、原告の憲法違反の主張につき判断する。

これに対して、国会議員側からは、日華事変後の戦没者以外にも、原爆被害者など一般戦災者、外地における一般邦人、市長から防空本部長や救護班長を命じられて勤務中に死亡した者など戦没者に相当するような戦争犠牲者があり、広くいえば、戦時中は軍人、軍属、準軍属のみならず国民全部が一億総動員の体制で軍なり国への協力をしていたものであるから、広く戦争による犠牲者という観点に立つて、一般戦災者にまで救援措置を拡大し、社会保障制度全体を引き上げてこれとの関係で人道上政治上の措置をとるべきである旨の意見が主張された。

右について、政府側からは、被用者に対する事業主の責任に類似する国家補償の見

地及び財政上の理由から、支給対象を軍人、軍属、準軍属の範囲に止めるべきであるとの答弁がなされ、このような審議を経て、支給法が成立した。 以上の事実を総合すると、原告主張のように多くの軍人、軍属殊に職業軍人は、戦地等に赴き酷烈な環境下で生命の危険にさらされながら戦争遂行に協力することを 強制されたとはいえ、積極的に戦争を開始し遂行を推進した戦争責任者ともいうべ きものであつて、たやすく戦争犠牲者とはいえず、見方によれば、むしろ原爆等で悲惨な死を遂げた非戦闘員の老人、婦女子などこそ最大の戦争犠牲者ということもできるのに、支給法はこのような職業軍2 人らをも等しく特別弔慰金支給の対象としており、原爆による死者は対象としていないところからすると、原告主張のように、支給法は、軍人、軍属等の戦没者自身をもつて最大の戦争犠牲者であるが、 見地から遺族に弔慰の誠をひれきするものではなく、他にも戦争犠牲者はあるが、 事業主の責任類似の国家補償の見地から、軍人、軍属、準軍属のみに特別弔慰金の 支給対象を限定したものにすぎないと解すべきである。そして、もともと恩給法上の権利につき期待権を有していなかつた準軍属は除き、右期待権を有しており或いは現に軍人恩給の支給を受けていた軍人、軍属の遺族は、昭和二一年勅令六八号によりその軍人恩給を停止されたため、それ以来援護法による援護が開始され軍人恩 給復活までの間の生活難の時代に恩給もなく塗炭の苦しみをなめていたものであ これに反し、同じ軍人、軍属の遺族であつても恩給停止の対象とならず、生活 の苦難の程度が軽かつた者にとつては、肉親の戦没による苦痛の程度も少なく、また、前者ほどは戦没者に対する追慕の念が重く、かつ深くはなかつたものとみるの が一般であると解される。そこに、国として弔慰の誠をひれきすべき必要性の軽重 があるのを認め、財政上の理由もあつて、恩給停止の対象とならなかつた遺族に対しては特別弔慰金を支給しないとととしたものと認められる。更に、軍人恩給の停 止が与えた遺族に対する影響(それが原告主張のように現在既に回復されたとみる ことはできない。)の大きさを併せ考えると、国が軍人恩給停止の対象となつた遺 族であるか否かによつて、特別弔慰金支給の有無を区別することは、社会通念上合 理性があり、憲法の原則に違反するものではなく、国が自由に立法できる政策の範

囲内に属する事柄であるといわなければならない。 してみると、援護法三四条四項及びこれを引用する新旧両支給法二、三条が憲法一四条一項に違反するとの原告の主張は理由がなく、第二次却下処分の取消請求は失 当といわなければならない。

四 次に損害賠償の請求について判断するのに、成立に争いがない乙第四、五号証 によれば、宝塚市は、その公報「広報たからづか」の昭和四七年一二月一五日号及 び昭和四九年二月一五日号に、法律改正により特別弔慰金の支給範囲が拡大された が、受給できる遺族は、かつて弔慰金の受給権を取得したことのある者であるなどの記事を掲載し、特に後者では、弔慰金の受給権者とは昭和一二年七月七日以降の の記事を掲載し、特に返有では、予念並の文品権有とは明知 ニャック ログはの 傷病により、昭和一六年一二月八日以降に死亡した人の遺族であると除外例のある ことを無視した記事があることが認められる。しかし、特別弔慰金の受給権者にで きるだけその手続をさせることが眼目の広報活動において、弔慰金受給権者の例外 規定などを詳細に明らかにすれば、却つて一般市民の理解を困難にし関心を薄くす るのであり、前記乙号証によれば、前記各公報では担当部課及びその電話番号を示 して詳細は問い合わせるよう注意する記事を前記記事に引き続いて掲載しているの であるから、戦没者の遺族のうち特別弔慰金を受け得ない者があることを明示しな かったとしても、社会通念上不当もしくは違法ということはできないと解される。また、原本の存在については当事者間に争いがなく、弁論の全趣旨により原本の成立の真正が認められる乙第六ないし第八号証並びに弁論の全趣旨によれば、兵庫県 においては、管内市町村の担当者や県の福祉事務所の担当者に対し、援護法や支給 法の改正に伴う法律解釈や事務取扱に関し説明会及び研修会を開催し、その際「改 正事項並びに手続要領」と題する解釈書を配布し、支給対象者の範囲の周知方につ き十分意を用いてきたことが認められる。

以上の事実関係のもとでは、原告が主張するような過失はないと解するのが相当であり、したがつて、その余の点につき判断するまでもなく、原告の損害賠償の請求 は失当といわなければならない。

以上のとおりであるから、原告の本訴請求中、第一次却下処分の取消を求める 部分は却下し、その余の部分は棄却することとし訴訟費用の負担につき民訴法八九条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 西内辰樹 野田殷稔 法常